

「外国人による土地取得等のルールの在り方検討会」（第2回）議事要旨

1. 日時

令和8年4月9日（水）12時00分から13時50分までの間

2. 場所

中央合同庁舎第4号館共用第3特別会議室

3. 出席者

（構成員）

北村 滋	北村エコノミックセキュリティ合同会社代表
北村 朋史	東京大学大学院総合文化研究科教授
黒江 哲郎	三井住友海上火災保険株式会社顧問
齊藤 広子	東京都市大学大学院情報データ科学研究科特任教授
境田 正樹	TMI 総合法律事務所パートナー弁護士
佐橋 亮	東京大学東洋文化研究所教授
森田 朗	東京大学名誉教授【座長】
吉原 祥子	公益財団法人東京財団政策研究部マネージャー
渡井 理佳子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授

（政府側）

阪田 渉	外国人との秩序ある共生社会推進室長（内閣官房副長官補）
山野 徹	外国人との秩序ある共生社会推進室長代理
岸川 仁和	外国人との秩序ある共生社会推進室次長
西山 英将	外国人との秩序ある共生社会推進室次長
中野 憲幸	外国人との秩序ある共生社会推進室次長

内閣官房、外務省、資源エネルギー庁、国土交通省、海上保安庁、防衛省

4. 議事概要

（1）事務局・関係省庁からの説明

事務局・関係省庁から、資料1について説明があった。

（2）委員からの説明

委員から、資料2について説明があった。

(3) 自由討議（欠席委員から書面提出があった意見を含む。）

<総論的な御意見>

- ・ 土地所有に関する規制に関しては、まず、土地利用規制がどこまで可能かを検討すべき。

<立法事実に関する御意見>

- ・ 新たな安全保障環境に関する備え、領土の保全は立法事実となりうる。
- ・ 安全保障は自由な経済活動の土台であり、公共性が前面に出てくるもの。経済活動とは切り離して考える必要があるのではないかと。本来は売買対象にすべきではないような土地もあるはずだが、これまで何ら規制してこなかった。
- ・ 国境離島は我が国の国境であり、有人無人にかかわらず、国境管理の一環として何らかの規制を設けるという考え方もあるのではないかと。

<規制対象者に関する御意見>

- ・ 規制対象については、邦人であっても外国人の影響下において行動することはあるため、安全保障の本旨を考えれば、外国人に限る必要はないのではないかと。
- ・ 内外無差別とすべきだが、対象者が増えるため、いかにコストを抑えるかが難しい。

<規制対象となる土地等に関する御意見>

- ・ 安全保障の対象が非常に幅広くなってきており、我々が法律上有事と称している自衛権を行使しないといけない場合だけでなく、グレーゾーン事態にも着目すべき。

<国際約束との関係に関する御意見>

- ・ 国際約束との関係で、新しい規制によってどういうリスクが生じ得るのか頭に入れておく必要がある。
- ・ 内国民待遇違反は、表面的な規定ではなく措置による効果で判断される。

<その他の御意見>

- ・ 重要土地等調査法の区域対象外を含め、土地の利用がされたことによってわが国の重要施設に対するリスクへの対応が急迫だと明らかになった場合に、立ち入りや是正の勧告に留まらない、より強い措置も考えるべき。
- ・ 審査のコストが、その実効性に見合ったものであるかを十分に検討する必要がある。
- ・ 売買だけでなく賃貸もあり得るため、借地権についても配慮が必要。
- ・ 日本は海外とは異なり、あくまでも土地と建物は別々のものであるため、土地だけでなく建物についても検討が必要。

以上